

# 国保だより



## 令和6年度国民健康保険料が決定しました

国民健康保険はみなさんの収入に応じて保険料を出し合い、病気やけがをしたときだれもが安心して医療を受けられるために、相互に助け合う制度です。被保険者の高齢化や医療費の増加などに伴い、保険料が増額となっていますが、保険料は、国民健康保険制度運営のための重要な財源ですので、ご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険料納入通知書及び納付書（一括納付書と6月期から9月期分）を送付します（10月期から翌年3月期分の納付書は10月中旬に送付します。）。ただし、口座振替の方及び年金からの差し引きの方には、保険料納入通知書だけをお送りし、納付書は送付しません。また、4月分、5月分の納付書がある場合は、すでに国民健康保険をやめた方にも納付書をお送りしています。

●令和6年度国民健康保険料は次のとおりです。 ※保険料は、「所得割額」と「均等割額」の合算です。

	所得割額	均等割額	最高限度額(年間)
基礎賦課額 (医療分)	世帯の加入者全員の算定基礎額 <sup>注1</sup> ×8.69%	49,100円 ×世帯の加入者数	一世帯あたり 65万円
後期高齢者支援金 等賦課額(支援金分)	世帯の加入者全員の算定基礎額 <sup>注1</sup> ×2.80%	16,500円 ×世帯の加入者数	一世帯あたり 24万円
<sup>注2</sup> 介護納付金賦課額 (介護分)	世帯の介護保険第2号被保険者全員の算定 基礎額 <sup>注1</sup> ×2.28%	16,500円 ×世帯の介護保険 第2号被保険者数	一世帯あたり 17万円

注1 算定基礎額とは、前年の総所得金額等（ただし、退職所得金額を除く）から基礎控除額43万円を控除した額です。（土地建物等の譲渡所得について特別控除がある場合は、控除後の金額を総所得金額等に合算します。また、雑損失の繰越控除は控除しません。）

注2 介護保険第2号被保険者（40歳以上64歳以下の方）には、介護納付金賦課額が加算されます。

### ●保険料の料率や均等割額の決め方

- 保険料は、保険者負担分医療費等の総額の約50%を国・都・区が負担し、残りの約50%を国保加入世帯で保険料として納付する仕組みになっています。
- 東京都は東京都内で保険料負担を公平に支え合うため、区市町村ごとの医療水準や所得水準に応じた国保事業納付金（保険料負担）の額を決定し、標準保険料率を提示します。保険料率および均等割額はこの東京都が提示した標準保険料率を参考に決定されます。保険料はそれぞれの区市町村で異なります。

### ●保険料均等割額の減額（減額賦課）

前年中の所得が一定の金額以下の世帯は保険料の均等割額が7割・5割または2割減額されます。

均等割額の減額は、住民税の申告をすませてあれば、手続きの必要はありません。  
※国保に加入していない世帯主の方に所得がある場合は、減額にならない場合があります。

令和5年中の世帯の総所得金額	減額割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	7割
43万円+(29.5万円×被保険者数と旧国保被保険者の合算数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	5割
43万円+(54.5万円×被保険者数と旧国保被保険者の合算数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	2割

※減額基準日は、令和6年4月1日（賦課基準日）です。ただし、新規加入世帯は、国民健康保険に加入した日です。

問い合わせ 国保資格係 ☎3908-1131（第一庁舎2階23番窓口）

# 通知書の見方 (例)

例 国保一郎様の世帯

世帯構成	6年度算定基礎額
世帯主 (55歳)	2,000,000円
妻 (50歳)	0円
子 (25歳)	500,000円
子 (21歳)	0円
合計	2,500,000円

通知書の宛名は世帯主になります。  
ただし、国民健康保険の加入者でない世帯主には「被保険者ではない世帯主」と表示されます。

納付書でお支払いの方は「納付書」、口座引き落としの方は「口座振替」、年金から差し引きの方は「特別徴収」と表示されます。

年度の合計保険料額です。

年間の合計保険料額の内訳は、  
・医療分  
・支援金分  
・介護分  
の3つに分かれています。

今回保険料	当初及び保険料に変更があった場合
前回保険料	変更される前の保険料
納めた保険料	納付済みの額
納める保険料	これから納める額

各納期別の額を表示しています。

納めた保険料はここに記載された日以前に納入された金額です。

加入者別の概算保険料を表示しています。

郵便局用バーコード

国保 一郎様

令和06年度北区国民健康保険料納入通知書  
Notification of National Health Insurance Premium  
令和6年6月日  
あなたの世帯の令和06年度賦課国民健康保険料(令和06年度相当分)を通知します。  
東京都北区長 公印

通知理由  
本算定

この保険料は令和6年4月から令和7年3月までの保険料となります。

通知書番号	99999999		
記号番号	17-99-9999		
納付方法	納付書	****	****

合計保険料額	628,250円	前回保険料額	0円
--------	----------	--------	----

	医療分	支援金分	介護分
料率(%)	8.69	2.80	2.28
均等割額(円)	49,100	16,500	16,500

	医療分		支援金分		介護分	
	今回保険料	前回保険料	今回保険料	前回保険料	今回保険料	前回保険料
所得割	算定基礎額 2,500,000円	0円	2,500,000円	0円	2,000,000円	0円
	所得割額(A) 217,250円	0円	70,000円	0円	45,600円	0円
	均等割額(B) 196,400円	0円	66,000円	0円	33,000円	0円
	積算合計額(C)=(A+B) 413,650円	0円	136,000円	0円	78,600円	0円
	保険料軽減額(D) 0円	0円	0円	0円	0円	0円
	超過限度額(E) 0円	0円	0円	0円	0円	0円
	保険料額合計(C-D-E) 413,650円	0円	136,000円	0円	78,600円	0円

★一世帯当たりの最高限度額: 医療分 650,000円 支援金分 240,000円 介護分 170,000円

	今回保険料		納めた保険料		納める保険料		納期限	
	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回
普通徴収	4月期	0円	0円	0円	0円	0円	0円	*月*日
	5月期	0円	0円	0円	0円	0円	0円	*月*日
	6月期	62,870円	0円	0円	0円	62,870円	0円	7月1日
	7月期	62,820円	0円	0円	0円	62,820円	0円	7月31日
	8月期	62,820円	0円	0円	0円	62,820円	0円	9月2日
	9月期	62,820円	0円	0円	0円	62,820円	0円	9月30日
	10月期	62,820円	0円	0円	0円	62,820円	0円	10月31日
	11月期	62,820円	0円	0円	0円	62,820円	0円	12月2日
	12月期	62,820円	0円	0円	0円	62,820円	0円	1月6日
	1月期	62,820円	0円	0円	0円	62,820円	0円	1月31日
	2月期	62,820円	0円	0円	0円	62,820円	0円	2月28日
	3月期	62,820円	0円	0円	0円	62,820円	0円	3月31日
特別徴収	4月期	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	6月期	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	8月期	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	10月期	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	12月期	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
2月期	0円	0円	0円	0円	0円	0円		
特別徴収義務者	*****							
対象年金	*****							
納付義務者	*****							
生年月日	***	性別	*					

次年度4・6・8月期の保険料については、上記の特別徴収2月期の保険料と同額になります。

納めた保険料は 〇 頃までの収納状況です。  
納めた保険料は、収納の確認に日数がかかるため、最近の納付額が含まれていない場合がありますのでご了承ください。

<加入者別内訳>

国保加入者氏名	加入月												算定基礎額	個人別保険料	医療分	支援金分	介護分
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
国保一郎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2,000,000	357,500	222,900	72,500	62,100
国保花子	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0	82,100	49,100	16,500	16,500
国保一子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500,000	123,050	92,550	30,500	0
国保二子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	65,600	49,100	16,500	0

国保加入月(介護分を含む月:● 含まない月:○) 非自発的失業者軽減該当月(介護分を含む月:★ 含まない月:☆)

通知の理由や、注意事項が記載されます。

所得割額  
医療分 加入者全員の算定基礎額×8.69%  
支援金分 加入者全員の算定基礎額×2.80%  
介護分 該当者全員の算定基礎額×2.28%

均等割額  
医療分 49,100円×加入者数  
支援金分 16,500円×加入者数  
介護分 16,500円×該当者数

今後、所得の判明や加入者の変更等があった場合には、保険料の再計算をして、再度納入通知書をお送りします。  
その際の通知書には、それぞれの変更前・変更後の額が記載されます。

保険料を年金から差し引く(特別徴収)場合は、こちらに表示されます。

介護分  
●40歳になる方は  
40歳の誕生日の月(1日生まれの方は前月)から介護分の保険料がかかります。  
40歳の誕生日に新たに介護分の保険料を計算し、誕生月の翌月(1日生まれの方は誕生月)に加算した通知書をお送りします。  
●65歳になる方は  
65歳の誕生日の前月分(1日生まれの方は前々月分)までの介護分の保険料が含まれます。  
たとえば8月生まれの方は、4月から7月(65歳になる月の前月)までの4か月分を、6月期から翌年3月期までの10期に割り振ります。  
※65歳からは第1号被保険者となり、介護保険課から通知が送付されます。

※就職して勤務先等の健康保険に加入したとき、または家族の健康保険の扶養家族になったときは、区役所に国民健康保険をやめる届け出をしていただく必要があります。

# 保険料の軽減・減免制度

## <非自発的失業者の保険料軽減制度>

●倒産・解雇などの離職や雇い止めなどによる離職の方は、保険料の一部を軽減します。

対象者：次の①②に該当する方

①対象年齢……離職時65歳未満

②雇用保険受給資格者証もしくは雇用保険受給資格通知に記載される離職理由番号

◆特定受給資格者…11・12・21・22・31・32

◆特定理由離職者…23・33・34

※特例受給資格者、高年齢受給資格者は対象外です。

## <産前産後期間の保険料免除制度>

●国民健康保険加入者が出産した際に保険料の一部を免除します。

対象者：令和5年11月以降に出産した国民健康保険加入者

## <一時的な生活困窮による減免（災害など）>

●災害など特別な事情により、一時的に生活が著しく困難になり、保険料の支払いができなくなった世帯に対して、保険料の一部を減免します。世帯主の申請により、世帯の生活状況を調査して決定します。



※詳しくはこちら

※詳しくは国保のしおりP15-17または北区ホームページをご覧ください。

**問い合わせ・申請先 国保資格係 ☎3908-1131（第一庁舎2階23番窓口）**

# 保険料の納付には、便利な口座振替（自動払込）をご利用ください

## <キャッシュカードによる申込（ペイジー口座振替受付サービス）>

※申込は口座名義人ご本人に限ります。

下記のサービス対象金融機関をご希望の場合、区役所にキャッシュカードと保険証を持参いただくだけで簡単に口座振替手続きができます。通帳・届出印が不要なうえ、口座振替開始までの期間が短縮できます。

●受付場所：北区役所（第一庁舎2階23・24番窓口）

●サービス対象金融機関

●銀 行：みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、ゆうちょ、きらぼし

●信用金庫：東京シティ、城北、滝野川、巣鴨

※上記金融機関でも口座、カードの種類により受付できない場合があります。その場合は口座振替依頼書での申込となり、口座届出印が必要となりますのでご了承ください。

## <口座振替依頼書による申込>

●受付場所：対象金融機関窓口または北区役所（第一庁舎2階23・24番窓口）

●受付方法：持参または郵送（混雑緩和のため、郵送でのお手続きにご協力ください。）

※口座振替の開始までには、申込後1～2か月かかります。お急ぎの場合はペイジー口座振替受付サービスをご利用ください。

※口座振替依頼書をご希望の方は北区ホームページからお取り寄せいただくか、国保資格係までご連絡をお願いします。

## <口座振替についての注意事項>

●振替日：原則6月～翌年3月までの**毎月末日**（末日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）

※一括振替及び再振替は行っておりません。

※**口座名義人は世帯主でなくても構いません**。ただし、1世帯1口座のみとなります。

※詳しくは国保のしおりP19,20または北区ホームページをご覧ください。



※詳しくはこちら

**問い合わせ 国保資格係 口座・還付担当 ☎3908-1137（第一庁舎2階23番窓口）**

# 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

有効期限が「令和6年7月31日」と記載されている「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方で、8月以降の継続を希望される方は、国保給付係へ申請していただく必要があります。申請は7月から受け付けます。窓口での交付は7月1日以降を予定しています。

申請は、国保給付係の窓口のほか、郵送でも受け付けておりますので、お問い合わせください。

マイナ保険証を利用すれば、限度額適用認定証の事前申請は不要となります。

なお、一部申請が必要な場合もあります。

※詳しくは北区ホームページをご覧ください。

表1 <70歳～74歳の方>

所得要件（世帯）	区分	自己負担限度額	
		個人単位（外来）	世帯単位（入院+外来）
課税所得690万円以上の世帯に属する方	現役並み所得者Ⅲ		252,600円+1% <sup>*1</sup> (多数該当140,100円) <sup>*4</sup>
課税所得380万円以上～690万円未満の世帯に属する方	現役並み所得者Ⅱ		167,400円+1% <sup>*2</sup> (多数該当93,000円) <sup>*4</sup>
課税所得145万円以上～380万円未満の世帯に属する方	現役並み所得者Ⅰ		80,100円+1% <sup>*3</sup> (多数該当44,400円) <sup>*4</sup>
課税所得145万円未満の世帯に属する方	一般	18,000円 <sup>*5</sup>	57,600円 (多数該当44,400円) <sup>*4</sup>
住民税非課税世帯に属する方	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯でかつ全員の所得が0円(年収入80万円以下)	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

表2 <70歳未満の方> 所得：国保加入者の基礎控除後の所得

所得要件（世帯）	区分	世帯自己負担限度額	
			多数該当 <sup>*4</sup>
所得901万円超の世帯、または税の未申告者がいる世帯	上位所得世帯(ア)	252,600円+1% <sup>*1</sup>	140,100円
所得600万円超～901万円以下の世帯	上位所得世帯(イ)	167,400円+1% <sup>*2</sup>	93,000円
所得210万円超～600万円以下の世帯	課税世帯(ウ)	80,100円+1% <sup>*3</sup>	44,400円
所得210万円以下の世帯	課税世帯(エ)	57,600円	44,400円
住民税非課税の世帯	非課税世帯(オ)	35,400円	24,600円

※1 総医療費（10割分）が842,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算

※2 総医療費（10割分）が558,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算

※3 総医療費（10割分）が267,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算

※4 過去12か月間に4回以上高額療養費に該当した場合に適用される限度額。

ただし、表1の外来のみの高額療養費は、多数該当の回数には含まれません。

※5 1年間（8月1日～翌年7月31日）の外来自己負担額が144,000円を超えた場合超過分は後日還付対象となります。



※詳しくはこちら



## 国民健康保険料を滞納すると…

保険料を滞納されると、国民健康保険事業の運営に重大な支障をきたします。必ず納期限内に納付をお願いいたします。滞納状況によって、以下のような措置がとられることがあります。

### ●督促状の送付

納期限までに保険料が納付されない場合や、口座振替で残高不足等により引き落としできなかった場合は督促状を送付します。

なお、保険料を納付いただいたことを区役所で確認できるまで2週間程度かかります。納付済みの場合はご容赦ください。

### ●委託事業者による納付案内

北区では「北区納付案内センター」を設置し、保険料を納め忘れている方などに対して、区が委託した民間事業者が電話やSMS(携帯電話への文字メッセージの送信)、訪問による納付案内を実施しています。

※訪問の際、訪問員は「身分証明書」と区が発行した「業務委託証」を携行しています。

### ●「被保険者資格証明書」の交付

滞納が続くと、保険証を返還していただき、代わりに「被保険者資格証明書」が交付される場合があります。被保険者資格証明書は、被保険者であることを証明するだけのもので、**医療費のお支払いはいったん全額(10割)自己負担**となります。

### ●「限度額適用認定証」の交付の制限等

**「限度額適用認定証」は、国民健康保険料の滞納がある場合は原則交付できません。**また、高額療養費などの全部または一部を、滞納している国民健康保険料に充当する場合があります。

### ●滞納処分

特別な事情もなく滞納している方については、他の納付者との公平性を保つために、上記の措置とは別に、**滞納処分(預貯金等の差押処分)**を行います。

**納付が困難な場合には、お早めにご相談ください。**

**※平日の来所が困難な方は、お電話か休日納付相談をご利用ください。詳しくはお問い合わせください。**

**問い合わせ 国保保険料係 ☎3908-1135 (第一庁舎2階25番窓口)**

## 電子申請による国民健康保険の脱退・加入手続き

社会保険に加入したときの国民健康保険をやめる手続き、会社を退職したときの国民健康保険に加入する手続きが電子申請で行えるようになりました。

※詳しくは北区ホームページをご覧ください。

※北区からの転出、北区への転入に伴う国民健康保険の手続きは、住民票の異動の届け出の際に行ってください。



※詳しくはこちら

**問い合わせ 国保資格係 ☎3908-1131 (第一庁舎2階23番窓口)**

## 40歳～74歳の方へ 令和6年度特定健康診査が始まりました

健診期間は「令和6年6月～令和7年1月」の8か月間です。お手元に受診券(A4サイズ)は届いていますか。年に一度の健康チェックです。忘れずに受診しましょう。

**問い合わせ 庶務係(特定健診担当) ☎3908-1193  
(第一庁舎2階27番窓口)**



※詳しくはこちら